

台東区要保護児童の状況について

1. 相談件数

(1) 新規相談

単位(人)

項目	虐待	養育困難	合計
23年度	262 (161)	386 (62)	648 (223)
24年度	234 (180)	390 (93)	624 (273)
25年度	258 (194)	488 (108)	746 (302)
26年度	555 (206)	494 (134)	1,049 (340)

()内は新規に要保護児童となった児童数

虐待の相談内容

単位(人)

項目	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	小計	非該当	合計
23年度	93	40	1	27	161	101	262
24年度	114	31	3	32	180	54	234
25年度	128	24	3	39	194	64	258
26年度	155	29	0	22	206	349	555

虐待相談の通報経路

単位(人)

経路	児童相談所	保健所	区役所各課	学校・保育園等	警察	医療機関	他自治体	近隣・民生委員	家族	児童本人	その他	合計
23年度	39	31	32	43	20	2	0	75	20	0	0	262
24年度	53	27	31	71	4	6	4	32	6	0	0	234
25年度	40	21	31	70	11	7	0	65	11	0	2	258
26年度	71	167	96	58	42	10	0	93	11	2	5	555

(2) 要保護児童

単位(人)

項目 年度	要保護児童数			
	継続 (A)	新規 (B)	終了 (C)	年度末 (A)+(B)-(C)
23年度	214	223	169	268
24年度	268	273	215	326
25年度	326	302	215	413
26年度	413	340	256	497

(3) 会議体開催回数

単位(回)

会議体	関係者会議	受理会議
23年度	477	50
24年度	604	50
25年度	563	50
26年度	521	50

2. 平成27年度の新たな取り組み

- ・育児不安解消プログラム「ノーバディズ・パーフェクト」の開催（平成27年10月～11月開催）
- ・保護者向けの相談先連絡カードの作成配布（平成27年12月配布）
- ・全国共通通報ダイヤル『189』の開始（平成27年7月実施）
- ・児童相談支援システムの構築（平成28年3月稼働予定）

3. 居住実態が把握できない児童への対応

（1）区の取組みについて

教育委員会、保健所、子育て支援課において、情報共有しながら、家庭訪問、保育園・幼稚園等の在籍確認、出入国照会、前住所地調査等を実施し、所在の把握・対応を行っている。

（2）居所実態が把握できない児童数（平成27年11月1日時点）

1 人 厚生労働省の全国調査における調査対象児